|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童手当 | 住所・氏名・銀行口座　変更届 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （提出先）大　阪　市　長 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更した年月日 | 令和　　　年　　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者 | フリガナ |  | 男 女 | 昭和・平成・西暦　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　　名 | 必要な公簿を閲覧されることに異議ありません |
| 住　　所 |  |
| 電話　　　　　―　　　　　―　　　　　 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | * 世帯全員
 | * 受給者
 | * 配偶者
 | * 児童（全員）
 | * 児童（一部）（　　　　　　　　）
 |

|  |  |
| --- | --- |
| * 住所変更
 | * 氏名変更
 |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更理由 | □婚姻　□養子縁組　□離婚　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 口座名義変更　□済　□未（変更予定　□あり　□なし）※受給者が氏名変更した場合に記載してください。口座名義変更済であれば、下記の口座変更に記載してください。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |
| 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| * 口座変更
 | ゆうちょ銀行(5桁-8桁を右づめで記入) | １ |  |  |  | ０ | ― |  |  |  |  |  |  |  | １ |
| 銀行・金庫信組・農協 | 支　店出張所 | 支店コード（３桁） |  |  |  | 普通・当座 |
| 口座番号（右づめ） |  |  |  |  |  |  |  | 口座名義（カナ・アルファベット） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 年金変更
 | ア．厚生年金保険　　イ．国民年金　　　　　　　　　ウ．その他（　　　　　 ） | ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。（ ）私立学校教職員共済　 　（ ）国家公務員共済　　 （ ）地方公務員等共済 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 担当 | 令和年　　月　　日 | 備　考 |
| 区内・区間 | 被・非被・特例 | 認定番号 |  |  | ― |  |  |  |  |  |  |  | 処理 | 確認 | 入力 | 受付 |

【記入上の注意】

1. 次のような場合、変更届を提出してください。
2. 受給者、配偶者及び支給要件児童の氏名を変更したとき
3. 受給者が大阪市内で住所を変更したとき

（※受給者が大阪市外へ転出した場合は「受給事由消滅届」を提出してください）

1. 配偶者及び支給要件児童が住所を変更したとき
2. 現在受給している児童手当の振り込み先を変更するとき
3. 受給者が加入年金を変更したとき
4. 離婚協議中であり同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したとき
5. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
6. 「変更した年月日」は、変更の事由が発生した年月日を記入してください。
7. 「口座変更」の欄は、変更希望先の受給者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。（受給者名義以外（配偶者・児童等）には振り込めません。） ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」（5桁―8桁）をご記入ください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課(保健福祉)で読み替えを行います。
8. 「年金変更」の欄は受給者の加入年金を記入してください。
9. 支給対象児童が住所を変更し、以下に該当する場合は「別居監護申立書」を提出してください。
10. 大阪市内から大阪市外の市町村に住所を変更したとき
11. 大阪市外の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
12. 大阪市外の市町村の区域内で住所を変更したとき
13. 第３子以降の多子加算の対象となる子（18歳に達した日以後の最初３月31日を経過した後、22歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している子）が氏名、住所及び職業等を変更したときは、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。